

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年3月23日 10時00分ごろ
発生場所	宮城県南三陸町志津川湾 寺浜灯台から真方位015° 1.1海里付近 （概位 北緯38°39.3′ 東経141°32.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ナツミ} NATUMIは、漂流中、燃料油が欠乏して船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年4月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート NATUMI、5トン未満（長さ5.38m） 211-13324宮城、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力36.8kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月不詳、平成6年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.1m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、南三陸町志津川漁港の係留地を出発し、釣り場で船外機をアイドリングの状態として漂流しながら釣りを行っていたところ、船外機が停止した。 船長は、118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇にえい航されて志津川漁港に帰港した。 船長は、帰港後、燃料油が欠乏していることに気付いた。 船長は、出航前に燃料油の残量を確認しておらず、また、予備の燃料タンクを搭載していなかった。
分析	本船は、船長が燃料油の残量を把握せずに出航し、船外機をアイドリングの状態として漂流中、燃料油が欠乏したことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が燃料油の残量を把握せずに出航し、船外機をアイドリングの状態として漂流中、燃料油が欠乏したため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、出航前に燃料タンクの残量を確認し、必要に応じて給油すること。 |
|--|---|